

廃棄物処理施設の定期検査制度について

長崎県資源循環推進課

1. 廃棄物処理施設の定期検査制度の概要

廃棄物処理法の改正により、平成23年4月1日から一定要件に該当する廃棄物処理施設の設置者は、5年3か月ごとに都道府県知事の検査を受けることが義務付けられました。

これに伴い、設置者はあらかじめ県知事（長崎市、佐世保市の場合は各市長）に定期検査受検の申請を行い、検査を受検しなければなりません。

2. 対象となる廃棄物処理施設

定期検査の対象となる廃棄物処理施設は、次のとおりです。

- 一般廃棄物の焼却施設（市町村の設置に係る焼却施設を除く。）
- 一般廃棄物の最終処分場（市町村の設置に係る最終処分場を除く。）
- 産業廃棄物の焼却施設
- 廃水銀等の硫化施設（平成29年10月1日から追加）
- 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設
- 廃ポリ塩化ビフェニル等若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設又はポリ塩化ビフェニル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設若しくは分離施設
- 産業廃棄物の最終処分場

休止中の施設及び埋立処分が終了した廃棄物の最終処分場も含まれます。

3. 定期検査の内容

一般廃棄物処理施設にあっては法第8条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて、産業廃棄物処理施設にあっては法第15条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて検査を行います。

なお、検査の際には、技術管理者等施設について十分な知識を有する方の立会いをお願いします。

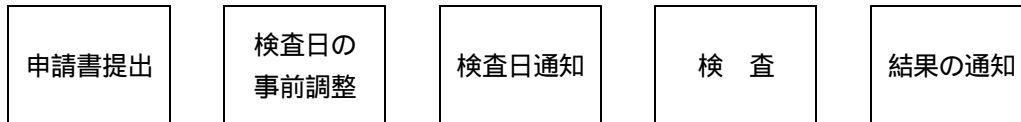
4. 定期検査の頻度

定期検査は、施設の使用前検査（変更の許可に係るものを含む。）を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のいずれか遅い日から5年3か月以内ごとに受けなければなりません。

5 . 定期検査の申請

定期検査を受けようとする廃棄物処理施設の設置者は、あらかじめ、一般廃棄物処理施設にあっては申請書（様式第4号）を、産業廃棄物処理施設にあっては申請書（様式第二十号の二）を長崎県知事に提出しなければなりません。

なお、申請書の提出にあたっては、受検期限の前に十分な時間的余裕をもって申請を行ってください。



なお、受検期限内に定期検査を受検しない場合には、当該廃棄物処理施設に係る使用停止命令や許可取消し等の行政処分の対象となります。

提出書類

- (1) 一般廃棄物処理施設の定期検査申請
 - ・一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第4号）
- (2) 産業廃棄物処理施設の定期検査申請
 - ・産業廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第二十号の二）
 - ・施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面

6 . 申請書の提出場所

(1) 申請書の提出窓口

管轄する県立保健所又は県資源循環推進課

名称	郵便番号	住所	電話番号	所管区域
西彼保健所	851-8061	長崎市滑石 1-9-5	095-856-5022	西海市、長与町、時津町
県央保健所	854-0081	諫早市栄田町 26-49	0956-26-3305	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
県南保健所	855-0043	島原市新田町 347-9	0957-62-3288	島原市、雲仙市、南島原市
県北保健所	859-4807	平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933	松浦市、平戸市、佐々町
五島保健所	853-0007	五島市福江町 7-2	0959-72-3125	五島市
上五島保健所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121	小値賀町、新上五島町

吉岐保健所	811-5133	吉岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260	吉岐市
対馬保健所	817-0011	対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-0166	対馬市
資源循環 推進課	850-8570	長崎市尾上町 3-1	095-895-2375	

(2) 提出部数 (申請者控えを含む。)

3 部

県資源循環推進課用 1 部 (正本)

県立保健所用 1 部 (副本)

申請者控え 1 部 (副本)

なお、申請者控えは押印後返却します。

様式第4号(第5条関係)

<p>一般廃棄物処理施設定期検査申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>長崎県知事 殿</p>	
<p>申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物 処理施設の定期検査を受けたいので申請します。</p>	
<p>一般廃棄物処理施設の設置場所</p>	
<p>一般廃棄物処理施設の種類</p>	
<p>許可の年月日及び許可番号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>事務処理欄</p>	

産業廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

長崎県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

産業廃棄物処理施設の設置場所

産業廃棄物処理施設の種類

許可の年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

事務処理欄